

横芝光町アライグマ用捕獲器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、アライグマによる生活環境、農業に係る被害が現に生じ、または生じるおそれがある場合に、町が所有するアライグマ用捕獲器（以下「捕獲器」という。）を貸し出し、被害防止及び軽減を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者及び要件等)

第2条 捕獲器の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する満18歳以上の個人又は町内において商業、工業その他の事業活動を行う事業者であり、捕獲場所が横芝光町内であること。
- (2) 被害防止及び軽減を目的として、アライグマの捕獲をしようとする者であること。
- (3) 捕獲器の設置に関して、被害が生じたまたは生じるおそれがある自宅の庭等、第三者が自由に入出入りできない場所に設置すること。なお、自己の所有する土地以外に捕獲器を設置する場合は、土地所有者等との合意ができていること。
- (4) 自己の責任で捕獲器の管理、餌の設置や入替え等ができ、1日1回以上の見回りを実施できること。

(法令遵守)

第3条 捕獲器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲

げる法令等を遵守しなければならない。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省令／環境省令第2号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）

千葉県アライグマ防除実施計画

その他関係諸法令

（捕獲器の貸出期間）

第4条 捕獲器の貸出期間は、貸出しを行った日を起算日として14日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事由により捕獲器の貸出期間を延長することが適当と認める場合は、7日を上限としてこれを延長することができる。

3 捕獲器の貸出期間の終了日が、横芝光町の休日に関する条例（平成18年横芝光町条例第2号）第1条に規定する休日に該当するときは、翌日以降の最初の開庁日を貸出期間の終了日とする。

（捕獲器の貸出しに関する費用等）

第5条 捕獲器の貸出しは、無料とする。

2 捕獲器の使用に伴い発生する費用は、借受者の負担とする。

3 捕獲器の貸出しは、1申請につき1基とする。

(捕獲器の貸出申請)

第6条 捕獲器の貸出しを受けようとする者は、横芝光町アライグマ用捕獲器貸出申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(貸出しの決定)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、貸出しを行うことが適当と認めるときは、申請者に捕獲器貸出書(様式第2号)を交付し、捕獲器を貸出しするものとする。

(捕獲器の貸出しの取消し)

第8条 町長は、第4条第1項の貸出期間であっても、借受者が第3条の法令等に違反したことが明らかな場合又はこの告示の規定に反する行為を行ったことが明らかな場合には、捕獲器の返却を命ずることができる。

2 借受者は、前項により捕獲器の返却を命じられたときは、速やかにこれを町へ返却しなければならない。

(捕獲器の返却及び報告)

第9条 借受者は、アライグマを捕獲したときは、速やかに町に連絡するものとする。

2 借受者は、借り受けた捕獲器の紛失、盗難等があった場合は、速やかに町に連絡し、原則弁償すること。

3 借受者は、借り受けた捕獲器を使用する際に形状変更、破損及び汚損等があった場合は、借り受けた捕獲器と同等の形状に復し、又は同等品を賠償しなければならない。

4 町長は、貸し出した捕獲器が貸出期間中に形状変更、破損及び汚損等が

明らかであり、かつ、借受者が前項の現状回復に応じない場合には、借受者に代わり現状回復し、当該現状回復に要した費用を借受者に請求することができる。

(借受者の責務)

第10条 借受者は、捕獲器を貸与、譲渡、売却その他第三者へこれを引き渡す行為をしてはならない。

(免責事項)

第11条 町長は、捕獲器の貸出しに起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。